び第五項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第五十四条の二十三第一項第一号、第二号、第三号、第四号、第四号の二及び第六号から第八号までに規定する会社を有しない場合に限る。）

［五～七　略］

13　［略］

（金庫との間の契約に定めなければならない事項）

第九十九条の四　法第八十五条の五第二項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、信用金庫電子決済等代行業者（同条第一項に規定する信用金庫電子決済等代行業者をいい、法第八十五条の十一第六項の規定により当該信用金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（銀行法第二条第十八項に規定する電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供に関する法律第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者（同法第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）を含む。第九十九条の十六及び第百七十条の二の十八第一号において同じ。）を含む。以下同じ。）が信用金庫電子決済等代行業再委託者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この項、第九十九条の八、第百七十条の二の八第二項、第百七十条の二の九及び第百七十条の二の十において同じ。）を受けて法第八十五条の四第二項各号に掲げる行為（第九十九条の二に掲げる行為を除く。）を行う場合において、当該信用金庫電子決済等代行業再委託者の業務（当該信用金庫電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該信用金庫電子決済等代行業者が行う措置並びに当該信用金庫が行うことができる措置に関する事項とする。

2　［略］

（預金者等に対する情報の提供）

第百二条　［略］

5　［2～4　略］

金庫は、一の預金等に係る契約の締結について、当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務（金融サービスの提供に関する法律第十一条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。）が預金者等に対し第一項各号に掲げる方法により情報の提供を行つたときは、同項の規定にかかわらず、当該預金者等に対し、同項各号に掲げる方法により情報の提供を行うことを要しない。

（全国連合会債の債権者に対する情報の提供）

第百三条　全国連合会が、法第五十四条の二の四第一項に規定する全国連合会債を取り扱う場合には、前条（第五項を除く。）に準じて情報の提供を行うものとする。

（外国銀行代理金庫の預金者等に対する情報の提供）

第百三十七条の八　第百二条（第五項を除く。）の規定は、銀行法第五十二条の四十四第二項の規定による外国銀行代理金庫が行う預金者等に対する情報の提供について準用する。

（信用金庫代理業の許可の審査）

第百四十三条　金融庁長官等は、法第八十五条の二第一項に規定する許可の申請があつた場合において、銀行法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

［一～三　略］

四　申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

［イ～ハ　略］

び第五項各号（第十九号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第五十四条の二十三第一項第一号、第二号から第四号の二まで及び第六号から第八号までに規定する会社を有しない場合に限る。）

［五～七　同上］

13　［同上］

（金庫との間の契約に定めなければならない事項）

第九十九条の四　法第八十五条の五第二項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、信用金庫電子決済等代行業者（同条第一項に規定する信用金庫電子決済等代行業者をいい、法第八十五条の十一第六項の規定により信用金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（同条第一項に規定する電子決済等代行業者をいう。第九十九条の十六及び第百七十条の二の十八第一号において同じ。）を含む。以下同じ。）が信用金庫電子決済等代行業再委託者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この項、第九十九条の八、第百七十条の二の八第二項、第百七十条の二の九及び第百七十条の二の十において同じ。）を受けて法第八十五条の四第二項各号に掲げる行為（第九十九条の二に掲げる行為を除く。）を行う場合において、当該信用金庫電子決済等代行業再委託者の業務（当該信用金庫電子決済等代行業再委託者に委託した業務に関するものに限る。）に関して当該信用金庫電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該信用金庫電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに当該金庫が行うことができる措置に関する事項とする。

2　［同上］

（預金者等に対する情報の提供）

第百二条　［同上］

［2～4　同上］

［項を加える。］

（全国連合会債の債権者に対する情報の提供）

第百三条　全国連合会が、法第五十四条の二の四第一項に規定する全国連合会債を取り扱う場合には、前条に準じて情報の提供を行うものとする。

（外国銀行代理金庫の預金者等に対する情報の提供）

第百三十七条の八　第百二条の規定は、銀行法第五十二条の四十四第二項の規定による外国銀行代理金庫が行う預金者等に対する情報の提供について準用する。

（信用金庫代理業の許可の審査）

第百四十三条　［同上］

［一～三　同上］

四　［同上］

［イ～ハ　同上］